

議案第62号

逗子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

逗子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年12月3日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

逗子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成13年逗子市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第3条関係）に次のように加える。

沼間三丁目公共公益施設整備地区地区計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された沼間三丁目公共公益施設整備地区地区計画のうち地区整備計画が定められている区域
-----------------------	---

別表第2（第4条―第11条関係）に次のように加える。

沼間三丁目公共公益施設整備地区地区整備計画区域

計画地区	A地区
1 建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外のもの ア 病院 イ 薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務の用に供する店舗 ウ 日用品及び医療関連用品の販売を主たる目的とする店舗（主に外来若しくは入院患者、見舞客又

			は病院業務従事者その他の病院利用者の利用に供するものに限る。) エ 保育所 オ 自動車車庫及び自転車駐車場 カ 公共交通（タクシーを含む。）の運用に供する建築物 キ アからカまでに掲げる建築物に附属するもの
2	容積率の最高限度		
3	建ぺい率の最高限度		
4	建築物の敷地面積の最低限度		
5	壁面の位置の制限	(1) 距離	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図（都市計画法第14条第1項に規定する計画図をいう。）に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。
		(2) 適用除外の建築物	ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの イ 出窓又はフラワーボックス ウ 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの エ 自動車車庫で地盤面からの建築物の高さが2.5m以下であるもの
6	建築物の高さの最高限度		建築物の高さは20mを超えないものとする。
7	建築物の形態又は意匠の制限		
8	垣又はさくの構造の制限		

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

(提案理由)

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定に基づく「沼間三丁目公共
公益施設整備地区地区計画」の都市計画決定により、地区計画の区域内における建築物
の制限等に係る規定の整備を行うに当たり、改正の要あるため提案する。